

意見

一、健康保険法の被保険者にあつる職工に對する扶助料算出の標準たる賃金決定に就き就業日平均賃金の六割を下らざることあると七割を下らざること改むること（諮問案「第二」「三」「ロ」）

諮問案の説明に依れば工場に於ける出勤率は公休日を含めて最高三割なりとあり然るに更に一割を加へて之を扣除し以て最低標準を六割とするは理由なきか如し仍て少くとも就業日平均賃金の七割を下る能はざるものと爲すの必要ありと認む

二、休業扶助料はその支給百八十日を起えたる後引續き賃金の百分の六十を支給すること（諮問案「第二」

「四」）

業務傷病の爲め休業中の者に對しては當該企業は少くとも其の最低生存を保証するの責任あり、而して賃金の百分の六十は辛うじて労働者の生計費中の絶對必要費を蓋うに過ぎぬが如之休業長期に亙るに伴ひてその生計は愈々窮迫を告ぐるを常とす此の如き時に當りて休業手当を依減するは労働保護を完うする所以に在らぬと諸外國の實例に徴するに中途に之を依減するの例なく獨逸労働保險法に於ては第五週目より反つて給與金の増額を爲すべきものとせり故に休業扶助料は休業百八十日を起えたる後之を賃金の百分の六十に増加するの必要あるものと認む

三、障害扶助料、遺族扶助料及打切扶助料は之を左の通りに改むること（諮問案「第三」「五」）

